

○他市の補助金交付状況について

番号	県内/県外の別	自治体名	①補助金の積算根拠		②新規団体の認定基準	③補助金の主な交付先					
				備考		婦人会組織	PTA組織	子ども会組織	青少年育成組織	ボーイ(ガール)スカウト組織	顕彰団体
1	県内	佐賀市	無		無	○	○	○	○	○	○
2	県内	A市	無 (一部有)	青年団及びその他の団体については定額を支給。 婦人会、子どもクラブ及び青少年育成協議会の3団体については、過年度補助額をベースに30%を均等割、70%を会員数割で補助額の算出。	無	○	○	○	○	○	
3	県内	B市	無		無	○	○	○	○	○	
4	県内	C市	無		無	○	○	○	○		
5	県内	D市	無		無	○		○	○	○	
6	県内	E市	無		無	○			○		
7	県内	F市	無		無			○	○		○
8	県内	G市	無		無	○			○		
9	県内	H市	無		無	○	○	○	○		
10	県内	I市	無		無	○	○	○	○		○
合計					無・・・10市	9	6	8	10	4	3
1	県外	J市	無		無		○				
2	県外	K市	無		無		○		○		
3	県外	L市	無 (一部有)	青少年健全育成組織については、『補助対象事業費の2分の1以内の額とし、前年度の実績を参考として市長が定める。』との積算根拠有り。	無	○	○	○	○	○	
4	県外	M市	無		無	○	○	○		○	
5	県外	N市	無		無	○	○	○	○	○	○
6	県外	O市	無		無	○	○				
7	県外	P市	無		無	○	○	○	○	○	
合計					無・・・7市	5	7	4	4	4	1

※ 県外は、九州の県庁所在地。